

福祉教育ガイドブック

# 福祉にタッチ

～ みんなで“つたえる・つながる・ひろがる” ～



うめおばあちゃん

やすべえおじいちゃん

じょうたろうおとうさん

あやめおかあさん

うーさん

れんくん

さくらちゃん

ほのぼの  
ふんしー家

社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会

# CONTENTS 目次

○はじめに .....	1
○「障がいのある人もない人も共に生きる社会をめざして」 .....	2
○福祉教育ガイドブック「福祉にタッチ」について .....	3
○障がいを理解しよう	
① 身体障がいの理解のために	
・運動機能障がいの理解のために .....	4
・視覚障がいの理解のために .....	8
・聴覚障がいの理解のために .....	12
② 知的障がいの理解のために .....	16
③ 精神障がいの理解のために .....	20
④ 発達障がいの理解のために .....	24
⑤ さまざまな障がいの理解のために .....	27
○社会福祉協議会が取り組む福祉教育 .....	30

## 障がい者の定義

障がい者とは、「障害者基本法」において、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障害を含む)その他心身の機能の障がいがあるものであって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定められています。

## ※注 「障害」の表記について

現在『障害』の他、『障がい』『障碍』『しょうがい』等、表記について様々な見解がありますが、本冊子では法律名、団体名等を除き、原則「障がい」と表記します。